

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和4年5月25日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100134号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2200003号

第1 結論

請求者のA社における令和元年6月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として、11万7,000円と記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和51年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年6月25日

A社から育児休業期間中に支払われた請求期間の賞与が、厚生年金保険の記録では保険給付の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされているので、保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支払明細書及び預金通帳の写し並びにA社から提出された支給控除一覧表により、請求者は、令和元年6月25日に事業主から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険育児休業等取得者申出書及びオンライン記録によると、事業主は、請求者に係る平成31年*月*日から令和元年*月*日までの期間について、育児休業を取得した旨の申出を行ったことが確認できる。

さらに、請求者に係る請求期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届は、請求期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和3年9月13日に年金事務所において受け付けられたことから、オンライン記録上、請求期間の賞与は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない記録とされている。

しかしながら、事業主から健康保険厚生年金保険育児休業等取得者申出書の提出があった場合は、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収は行われない旨定められていることから、請求期間に支

払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録されるべきである。

以上のことから、請求者に係る請求期間の標準賞与額は、上記賞与支払明細書及び上記支給控除一覧表において確認できる賞与額から11万7,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100270号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2200004号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成17年8月12日、標準賞与額を28万円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年8月

私が所持している賞与明細書によると、A社から請求期間に賞与が支払われており、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。請求期間の賞与明細書を提出するので、調査の上、請求期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から平成17年8月にA社から支払われた賞与に係る資料として提出された明細書及び同社から同年8月12日に支払った賞与に係る資料として提出された「給料台帳 H17 夏」により、請求者は、請求期間において事業主から28万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る賞与支払年月日については、請求者から提出された預金通帳により確認できる平成17年8月に係る賞与の入金年月日及びA社から提出された同年に支払われた夏期賞与に係る振替伝票の記載から同年8月12日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100133号

厚生局事案番号 : 東北(国)第2200001号

第1 結論

昭和60年4月及び同年5月の請求期間並びに昭和62年4月から昭和63年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和60年4月及び同年5月
② 昭和62年4月から昭和63年9月まで

請求期間①及び②について、年金事務所から国民年金の未加入期間であると言われたが、私は、前職の事業所を退職したときは、国民健康保険と一緒に国民年金にも加入する義務があると認識しており、いずれの請求期間もA市役所(現在は、B市C区役所)において加入手続を行い国民年金保険料を納付していたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者が婚姻期間中に居住していたとするD町において、平成元年7月17日に婚姻後の氏名で払い出されていることが確認できる。

また、請求者に係るD町の国民年金被保険者名簿(紙名簿)、B市の国民年金被保険者名簿(CSVデータ)及び「住民情報システム-国民年金-」並びに請求者から提出された年金手帳によると、請求者の最初の国民年金被保険者資格取得年月日は、いずれも平成元年4月16日でありオンライン記録と一致していることが確認できる。

したがって、請求期間①及び②は、D町、B市及びオンラインの記録上、国民年金の未加入期間となっていることから、制度上、国民年金保険料の納付書は発行されず、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、当該国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性も考えられるが、年金情報総合管理・照合システム及びオンラインシステムにより請求者の氏名（旧姓含む。）で検索を行った結果、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100135号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2200005号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和58年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年12月5日

請求期間にA社から賞与が支払われたが、国の記録では請求期間に係る賞与の記録がないので、請求期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成26年の賃金台帳及び源泉徴収簿によると、請求者に対して請求期間に係る賞与は支払われていないことが確認できる。

また、A社から提出された請求者の「エリアスタッフ試用期間雇用契約書(兼雇用条件通知書)」により、平成26年8月1日から同年10月31日までの期間は試用期間であること、試用期間は賞与支給対象として算入しないとされていることが確認できる。同社は、請求者は試用期間後の同年11月1日にエリアスタッフ(契約社員)として本採用となっているが、本採用後の在籍日数が請求期間の賞与支給条件に該当していないため、請求期間に係る賞与を支給していない旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間の賞与をB銀行の預金口座で受け取っていたとして、同行から提出された請求者の預金取引明細表(流動性)によると、請求期間にA社からの振込みは確認できない。

加えて、C健康保険組合から提出された請求者の「適用一賞与支払届(被保険者・個人分)」によると、請求期間に係る賞与の記録はないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者

が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。